

相生市告示第 130 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和6・7年度における一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに登録申請について次のとおり定めたので、相生市契約規則（昭和39年規則第25号）第2条第2項及び第14条第1項の規定により告示する。

令和5年12月21日

相生市長 谷口 芳紀

1 一般競争入札及び指名競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可及び建設業者の経営に関する事項の審査を受けていること。ただし、経営事項審査は決算日から1年7カ月以内のものでなければ有効ではありません。したがって、入札公告前日及び市と契約する時点には、必ずその前1年7カ月以内に経営事項審査の結果通知を受領していなければなりません。
- (3) 建設工事入札参加資格申請者は、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」の全てに加入していること。
- (4) 測量・建設コンサルタント及び地質調査等の業種にあつては、営業に関し法律上必要とする登録を受けていること。
- (5) 国税又は地方税等を滞納していないこと。

2 申請方法

＜市外業者（相生市内に本店・支店、営業所等のない者）＞

電子申請（システム利用料：1,540円（税込）／申請）で受付しますので、紙（ファイル）の持参は不要です。

＜市内業者（相生市内に本店・支店、営業所等のある者）＞

電子申請（システム利用料：0円（税込）／申請）又は持参により受付します。

(1) 電子申請

ア 利用方法

- (ア) インターネットを利用して、令和6年1月5日公開の相生市ホームページ (<http://www.city.aioi.lg.jp/soshiki/zaisei/sankatoroku.html>) に掲載する「入札参加資格審査申請システム」のURLにアクセスし、電子申請書（エクセル形式）及び添付書類（PDF形式）を申請期間中に登録してください。

(イ) 申請手順等については、別添の「申請手順（概要）」を参照してください。

イ システム利用料

(ア) 別添の「システム利用料のお支払いについて」を参照のうえ、お支払いください。

(イ) システム利用料の返金はできません。また、電子申請した結果、認定されなかった場合であっても返金はできません。

(ウ) 必ず申請期間内にお支払いください。申請期間外でのお支払いは申請が無効になることがあります、返金もできませんのでご注意ください。

ウ 申請期間

(ア) **令和6年1月19日（金）から令和6年1月31日（水）**まで。

(イ) 申請期間後は一切受けませんので早めに申請のこと。

(ウ) 電子申請サイトは、期間中24時間利用できます。

※ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。

エ 提出書類

※電子申請の添付書類は下記を登録すること。

<建設工事>

- ① 電子申請書「相生市一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【建設工事】」
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
ただし、経営規模等評価結果通知書の審査基準日が、申請時点から1年7カ月以内のものでなければなりません。
- ③ 許可証明書（又は許可通知書）の写し
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 技術者名簿（市内に本・支店、営業所のある業者は別様式）
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書若しくはこれの写し
- ⑧ 国税（消費税含む）の完納証明書又は地方税の納税証明書若しくはこれの写し
- ⑨ 委任状（支店等に委任する場合のみ）
- ⑩ 使用印鑑届

<測量・建設コンサルタント業務等>

- ① 電子申請書「相生市一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】」
- ② 登録証明書若しくはこれの写し
- ③ 業務経歴書測量等実績調書

- ④ 技術者経歴書
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 営業経歴書
- ⑦ 財務諸表
- ⑧ 国税（消費税含む）の完納証明書又は地方税の納税証明書若しくはこれの写し
- ⑨ 委任状（支店等に委任する場合のみ）
- ⑩ 使用印鑑届

※相生市内に本店・支店、営業所等のある者は、上記のものに加えて、次の付属書類を登録のこと。

- 付① 市内事業所所在図、市内事業所外観及び内部写真
- 付② 監理・主任技術者名簿（指定様式第4号）
- 付③ 主要取引金融機関名（指定様式第5号）
- 付④ 営業用機械器具調（指定様式第6号）
- 付⑤ 相生市税の納税証明書（令和4・5年度の2年分）

（2）持参申請（市内業者）

ア 申請期間

- （ア）令和6年1月19日（金）から令和6年1月31日（水）まで。
※上記申請期間（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）受付ける。
- （イ）申請期間後は一切受けませんので早めに申請のこと。

イ 提出場所

- （ア）相生市旭一丁目1番3号
相生市役所2号館2階 財務部財政課管財係
- （イ）申請書及び添付書類の記載内容について説明のできる者が持参のこと。

ウ 提出書類

※持参申請の提出書類は下記を提出すること。

<建設工事>

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
ただし、経営規模等評価結果通知書の審査基準日が、申請時点から1年7カ月以内のものでなければなりません。
- ③ 許可証明書（又は許可通知書）の写し
- ④ 工事経歴書

- ⑤ 技術者名簿（市内に本・支店、営業所のある業者は別様式）
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書若しくはこれの写し
- ⑧ 国税（消費税含む）の完納証明書又は地方税の納税証明書若しくはこれの写し
- ⑨ 建設工事入札参加資格審査票（指定様式第1号）
- ⑩ 委任状（支店等に委任する場合のみ）
- 付① 入札参加資格審査申請書付属書（指定様式第3号）
- 付② 監理・主任技術者名簿（指定様式第4号）
- 付③ 主要取引金融機関名（指定様式第5号）
- 付④ 営業用機械器具調（指定様式第6号）
- 付⑤ 相生市税の納税証明書（令和4・5年度の2年分）

<測量・建設コンサルタント業務等>

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- ② 経営規模等総括表
- ③ 登録証明書若しくはこれの写し
- ④ 業務経歴書測量等実績調書
- ⑤ 技術者経歴書
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 営業経歴書
- ⑧ 財務諸表
- ⑨ 国税（消費税含む）の完納証明書又は地方税の納税証明書若しくはこれの写し
- ⑩ 測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査票（指定様式第2号）
- ⑪ 委任状（支店等に委任する場合のみ）
- 付① 入札参加資格審査申請書付属書（指定様式第3号）
- 付② 監理・主任技術者名簿（指定様式第4号）
- 付③ 主要取引金融機関名（指定様式第5号）
- 付④ 営業用機械器具調（指定様式第6号）
- 付⑤ 相生市税の納税証明書（令和4・5年度の2年分）

3 登録の有効期間

登録の有効期間は、令和6・7年度（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）の2年間とする。

4 変更等の届出

- (1) 令和6年2月16日から令和6年3月31日の間に、申請登録された内容に変更が生じた場合は、令和6年4月1日以降、速やかに電子申請サイトで届出ること。

(2) 令和6年2月16日から令和6年3月31日の間に、申請登録された建設業の許可（コンサル業務の登録証明書を含む）及び経営規模等評価結果通知書（建設業の許可及びコンサル業務の登録証明書は有効期間5年、経営規模等評価結果通知書は審査基準日から1年7カ月以内のもの）については、令和6年4月1日以降、速やかに電子申請サイトで届出ること。

5 その他

記載方法については、別添の「令和6・7年度一般競争入札及び指名競争入札参加登録申請記載方法」を参照すること。

6 問い合わせ先

【申請書や提出書類など申請上に関する問い合わせ】

相生市旭一丁目1番3号

相生市財務部財政課管財係

TEL (0791) 23-7116

※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前9時から午後4時（正午から午後1時除く）の時間帯となります。

【システムの操作、トラブル、システム利用料のお支払い方法に関する問い合わせ】

ミラ株式会社

TEL 088-678-3450

※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前9時30分から午後4時30分（正午から午後1時除く）の時間帯となります。

※パソコンや機器の基本操作や環境外でのご利用についてのサポートは行っていません。